

東海市・知多市慢性期等病院運営事業者選定委員会評価基準

- 1 事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で実施する。
- 2 提出された運営提案書の評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
基本方針	基本方針は公正・適切で、この地域の特性やニーズを考慮しているか。	5 点
入院機能の確保	慢性期等の病床数がおおむね 100 床以上確保されているか。	20 点
	病床数の内訳は、慢性期病床の割合がより高くなっているか。	
外来機能の確保	高齢化への対応など、慢性期等の医療に合わせた外来診療の内容となっているか。	5 点
人員配置計画	病床数、患者数等に適した配置数になっているか。また、人員確保の方策は適切かつ実効性があるか。	5 点
地域連携等への取り組み	公立西知多総合病院からの転院患者受入れに対応でき、急性期の患者については公立西知多総合病院に紹介するなど相互に補完し合えるような診療機能及び連携体制を図る内容となっているか。また、東海市及び知多市が行う保健・医療・福祉施策への協力を図る内容となっているか。	20 点
	地元医師会及び医師団並びに介護福祉施設等との連携協力並びに在宅医療の推進を図る内容となっているか。	
安定的な病院経営	過去 5 年間の病院経営実績は健全か。	10 点
	長期間、安定的な病院経営を行っていくために、事業計画に見合った適切で実現可能な収支計画となっているか。	
医療機能確保のための施設改修	今後 10 年以上病院運営をしていくにあたっての施設改修として、必要な内容、範囲等になっているか。	15 点
	交付要望額がより少ない額となっているか。	
開院までのスケジュール	病床整備計画書の提出など開院に向けてのスケジュールが、実現可能かつスピード感のあるスケジュールになっているか。	10 点
その他	上記以外で、アピールしたい提案が記載されているか。また、その内容が魅力的か。	10 点
合計点		100 点

3 優先交渉権者の選定方法は次のとおりとする。

- (1) 選定委員ごとに事業者の得点を計算し、選定委員ごとの事業者順位を決める。
- (2) 選定委員が事業者順位 1 位を最も多く付けた事業者を優先交渉権者に、その次に事業者順位 1 位を多く付けた事業者を次点者に選定する。
- (3) 事業者順位 1 位が同数の場合は、事業者順位 2 位を最も多く付けた事業者を優先交渉権者に、その次に事業者順位 2 位を多く付けた事業者を次点者にする。以下同数の場合は、同様に 3 位 4 位と続ける。